

盲ろう者に対する文字情報支援への 要約筆記者活用の可能性に関する研究

研究分担者 三宅 初穂 特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会

研究要旨 現任の登録要約筆記者が、盲ろう者に対する知識を習得し、介助の知識と技術の学習をととして、新しい社会資源として活用の道を作ることを考察した。

聴覚障害者を対象として発展してきた要約筆記の誕生から、専門性を求められる社会意識の変化、社会福祉法における第二種社会福祉事業に組み込まれた道をたどり、専門性は当該者の権利擁護につながることを概観してきた。

盲ろう者支援の制度が当該者にとって十全のものではない現状から、文字による通訳が必要とされるケースで、登録要約筆記者のスキルを活かすためのカリキュラムを検討した。視覚障害に必要な支援技術は同行援助や状況説明などがあり、文字で通訳を受けたい盲ろう者の支援には「要約筆記」のスキル以外にこれらの知識と技術が必要になることが明らかになった。

本研究では、平成 23 年に示された「要約筆記者養成カリキュラム」、同 25 年に示された「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム」を比較検討し、登録要約筆記者が盲ろう者に文字による支援活動をするための学習内容、必要時間数等を明らかにした。本研究のカリキュラム案をさらに有効に機能させるには現行制度に反映させる方策が求められる。

1 盲ろう者向け通訳介助員養成・派遣事業の現状と課題

1-1 盲ろう者の実情と福祉施策の現状

「盲ろう者」という呼称自体、明確な定義はない。身体障害者福祉法による視覚と聴覚の両方の障害が記載されている人を一般には「盲ろう者」と呼び、福祉サービスの対象としてとらえている。

厚生労働省の調査¹によれば、視覚障害者は

316000 人、聴覚言語障害者は 324000 人と推計されているが、両者の重複に関しては、この調査では対象とされていない。

平成 24 年度に実施された「障害者総合福祉推進事業（厚生労働省補助事業）」によれば、「身体障害者手帳に視覚と聴覚の両方の障害が記載されているもの（盲ろう者）」が、全国で、約 1 万 4 千人いることが確認できた（中略）²とされている。この調査は都道府県、政令指定都市、中核市の協力を得て行われたものであり、現状

¹ 「平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果」
平成 25 年 6 月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

² 「厚生労働省平成 24 年度障害者総合福祉推進事業 盲ろう者に関する実態調査報告書」
平成 25 年 3 月 社会福祉法人全国盲ろう者協会

では一番精度の高いものと考えられる。

一方、全国盲ろう者協会では、「視覚と聴覚に何らかの障害を併せ持っている」と認められれば、等級のいかんにかかわらず「盲ろう者」として扱う³としている。視覚、聴覚ともに日常生活に際し、不自由をきたしている人という社会モデル的なとらえ方である。

盲ろう者の障害の様態によって4種類に大別される。

| | | | |
|-------|----|-------|------|
| | | 目が不自由 | |
| | | 全盲 | 弱視 |
| 耳が不自由 | 全聾 | 全盲全聾 | 弱視全聾 |
| | 難聴 | 全盲難聴 | 弱視難聴 |

障害の程度に差があっても、盲ろう者も「聞こえないこと、あるいは聞こえづらいこと」「見えないこと、あるいは見づらいこと」を抱える。その多様性の大きさが盲ろう者の障害特性であり、その支援の方法は個別性が高い。今回の研究では、時間的、人力的、経済的な制約により十分な当事者への聞き取り調査にはなりえなかった。そのうちのある部分は当該障害者の情報獲得の困難さであり、支援者等の理解度の確認のむずかしさにあったともいえる。

前述した「盲ろう者に関する実態調査報告書」では、当該者のコミュニケーション手段を問う際に、「最も円滑な発信コミュニケーション方法」「最も円滑な受信コミュニケーション方法」という表現を使っており、視覚、聴覚の状況の設問も多種にわたる。
視覚；光も感じない・明るい光は見える・目の

前で手を動かせばわかる・目の前の指の本数が数えられる・大きな文字読める・小さな文字を読める

(視野の状況)；視野に障害はない・中心が見えにくい・周辺が見えにくい

聴覚；音声・手話・触手話・指文字・文字(筆談・空書き・手のひら書き)・点字・指点字

など、設問あるいは回答の多様であること、これらが複雑に絡み合っていることはコミュニケーションのみならず生活のすべての場面で困難が生じていることを物語る。

盲ろう者向け通訳・介助員派遣は、平成25年4月から障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置付けられ、都道府県、政令指定都市、中核市の必須事業とされている。また、同養成研修も都道府県(政令指定都市・中核市)の必須事業となっており、このためのカリキュラムは平成25年に厚生労働省から示されている。

平成28年3月に行われた障害保健福祉関係主管課長会議において、平成26年度の実施状況の報告がされている⁴。「2(4)盲ろう者向け福祉施策 ア 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の推進」として、「(前略)都道府県のみならず、指定都市及び中核市においても実施していただくようお願いしたい。なお、指定都市及び中核市において盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業が実施される間も、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が受けられるよう都道府県と連携するようご留意いただきたい」とされている。

26年度末現在の都道府県における実施状況は47都道府県において以下のように報告されている。

派遣対象盲ろう者数；918人、通訳・介助員数；5368人となっており、利用時間の上限が示されている箇所は32都道府県。その上限の示し

³ 「盲ろう者への通訳・介助 「光」と「音」を伝えるための方法と技術」
2008年 社会福祉法人全国盲ろう者協会編

⁴ 「障害保健福祉関係主管課長会議資料」
平成28年3月 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

方は、年間では 156 時間から 1080 時間まで、月間 20 時間、1 日 8 時間以内、さらには予算の範囲内で受託団体が調整などさまざまである⁵。

また、福祉サービスの利用の面では、視覚障害者を対象とした介護給付として同行援護、聴覚障害者を対象とした地域生活支援事業として要約筆記者派遣事業がある。これらを必要に応じて組み合わせて利用する実情もあり、聴覚障害者向けに要約筆記を援用することは盲ろう者の情報獲得にとっては不十分であることも調査結果として表れている。

なお、本研究では対象となるのは、情報獲得の際に文字による提供をもとめる人たちであり、正確には弱視ろう、弱視難聴ということになるが、「盲ろう者向け通訳・介助員事業」等の名称に合わせて「盲ろう者」として表記する。

1 - 2 個別的支援の在り方

ここでは、視覚障害はあるが全盲ではなく、聴覚障害を補う手段として文字情報支援（文字による通訳その他の支援）を必要とする人を対象に論を進めることになるが、障害の状況の幅広さとコミュニケーション方法の多様性は掛け算でその困難度を増加させる。

聴覚と視覚に二重の障害を持つ人々が抱える主な困難は、コミュニケーション、情報摂取、移動の3つ⁶といわれる。二重に障害を持つ原因はいろいろあるが、中でもアッシャー症候群を持つ人はすべてのろうの子供のうち約3～6%いるといわれている。難聴の子供も同率のアッシャー症候群がいるといわれる⁷。聴覚障害から視覚障害に至る盲ろう者の中でも多いケースで

ある。

盲ろう者の支援を前段の3つの主な困難から検討し、それぞれに必要な支援を探ることで個々人にとって、より適切な支援を作り出すことができると考え、上記に上げられた「主な3つ」の困難に沿って試みていく。

コミュニケーションをその機能から見ると2つの側面をあげることができる。1つは直接のコミュニケーション、人との対話である。これを文字で行おうとすれば「筆談」になる。もう1つは第3者として通訳が介在する通訳行為としての文字、すなわち「要約筆記」ということになる。

情報摂取に関していえば、視覚障害の部分を補う方法としては補聴機器等の使用による副音声的な状況説明である。状況説明を文字で行うケースもある。この場合、中心的に文字による通訳行為のコミュニケーション支援をしつつ、状況説明を加えることになるが、この2つを表出の仕方では区別するのは困難で、利用者と提供者間での約束事の確立され具合に左右するといえる。

移動に関しては、基本的には視覚障害者の利用する同行援護の支援になる。その途中に音声情報が生じた場合、耳元での情報提供が可能であれば両方同時の支援を成立できるが、音声による情報提供が難しいケースでは手のひら書き等の方法になる。しかし、歩行中は困難になる。盲ろう者が文字支援を必要とする場面で、会場に設置された聴覚障害者用の全体投影のパソコン要約筆記に接続して利用するケースがある。会場までの移動支援やそこまでの状況説明は介助者が行き、会場内での音声情報のみスクリーンに文字で表示されたものを最前列で見る。また、入力された文字を手元に設置した個人のパソコンモニターにつなぎ文字を大きく表示して利用するという方法をとる。この方法は大きめの文字なら読めることが前提になるが、実際に

⁵上記資料 63 ページ 資料 2-11

⁶ 盲ろう者の屋外歩行の現状と課題 ～大阪府の盲ろう者団体利用者を事例に～
2013年2月北野幹夫・足立啓 日本建築学会技術報告集第19巻

⁷ 「アッシャー(Usher)症候群の盲ろう者の就労継続支援のあり方」
2009年1月 松谷直美 社会事業研究 48号

は聴覚障害者用の文字の表出なので、大きさ、送り等が個人に対応しているとはいえ、その場で理解しきることが困難で満足度は高くない。全体投影が設置されていても、当該者は個別性を重視した文字による通訳支援が必要だと考えるべきだろう。

とくにこのケースでは、要約筆記者や要約筆記派遣の事業体等で、盲ろう者に対する支援の知識を持たないまま、会場のパソコンにつなぐ方法に躊躇することは多い。要約筆記技術を習得し、対人支援を学んできた要約筆記者が、盲ろう者への知識のないままに情報保障を担うことに迷いが生じるのは当然といえる。

コミュニケーションはもちろん、その場の状況を何らかの方法で知ることは当然の権利としてあり、その方法の提案は個別性を重視するオンデマンドであるべきだろう。会場に設置された要約筆記を援用することで満足する状況は改善させなければならない。

盲ろう者自身も、支援者等も現状の支援体制から一歩進める意識を持って息長く新しい支援方法とその担い手の拡大を図るべきであると考ええる。

1-3 制度構築への検討

障害者総合支援法により、現在、盲ろう者の支援として用いられている制度は前述したが、これだけで十分な体制の取れていないことは明らかである。たとえば、視覚障害の部分カバーする同行援護に関しても、視覚障害者団体による報告書にその問題点が記されている。「同行援護事業が自立支援給付として位置付けられ、全国一律の制度となった今日においても、自治体による理解が不十分であったり、財政的な制約をも含め自治体による独自の判断が入り込んでいるため、「地域間格差」とも言うべき運用上の相違が生じている⁸」と関係者は認識している。

⁸ 「厚生労働省平成 26 年度障害者総合福祉推進事業 「視

さらに、「地域生活では、ろう重複障害者の生活問題が家族の中にとどめられる傾向があり、問題を社会化するため、行政、相談支援事業所、通所・入所施設等が、どのようなネットワークを構築し、各々がどのような役割を果たしていくのかを明らかにしていくことも重要となっている。」⁹とあるように、地域生活の充実、社会参加の拡大を図るための総合的な支援体制が求められる。

こうしたなかで、既存のリソースを新たな視点で見直し、横断的に社会資源として活用する方策も考えられる必要がある。

本研究で主目標としたのは、盲ろう者向け通訳・介助員の増大に向けて登録要約筆記者の活用の検討である。聴覚障害、中でも手話を主なコミュニケーション手段としない中途失聴者や難聴者に提供されている要約筆記、これは文字を通訳として表出するが、一般に全体投影という方法はスタンダードな方法しかとりえない。会場にいる利用者は多数であり、存在を確認できないケースもある。従って、要約筆記として用意されたものを盲ろう者が利用するとするならば、手書きであれば、スクリーンに常時映し出される文字が読める距離に盲ろう者の席を確保する必要が生じる。パソコン要約筆記の全体投影であれば、スクリーンで見られる文字の大きさとそのつど表出する文字数(行)の確認が必要である。そのできない場合には、LANケーブルを使い、表示用パソコンに盲ろうの利用者の手元に用意したパソコンに投影する方法になる。この場合、手元のパソコンは全体に映し出す「1行 15文字、6行」といった一般に表示する表出の様式でなく、個別のニーズに沿って文

覚障害者の移動支援の在り方に関する実態調査報告書」
平成 27 年 3 月 社会福祉法人日本盲人会連合

⁹ 「ろう重複障害の支援に関する調査事業報告書 一人一人が輝く社会をめざして」

2013 年 3 月 社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会・全国ろう重複障害者施設連絡協議会

字の大きさや行間を調整できる。しかし、これもあくまでも全体に映し出す一般的な文字数にしたがって文章化されており、個別のニーズを満たすものとは言い切れない。

現任の登録要約筆記者の学んできた表記、表出では対応できない。盲ろう者にあった文字数や行間等の表記、画面設定、文字が大きくなる場合のスクロールの状況と読み切れる文章量と要約率の関係など、詳細に分析する必要がある。さらに、盲ろう者の社会参加の真の意義を考えたとき、地域生活において、家族や友人にのみ介助を委ねるのでなく、ノートテイクを活用することで外出がしやすくなることが考えられる。この場合、要約筆記者は文字による通訳作業の習得だけでは不足であるから、盲ろう者に対する知識を習得し、介助の知識と技術の学習をおして、新しい社会資源として活用の道を作ることが望ましいと考えられる。

聴覚障害者を対象として発展してきた要約筆記、その担い手である要約筆記者が幅広い文字通訳支援と文字情報支援、さらに介助員の役割を併せ持った従事者として福祉制度の中に組み込むことができるなら、新たな制度の広がりを持つことになる。

2 今日の要約筆記制度までの過程と要約筆記の通訳性の確立

要約筆記が、利用者である中途失聴・難聴者のコミュニケーション支援としてどのように要約筆記制度に至ったかをみていく。

音声情報が耳から入らないという不利は、不便さや不合理のみならず、聴覚障害者の社会生活においては多くの権利の剥奪を意味していた。社会、公共の場にあるときはもちろん、まったくのひとりである以外は、私的領域である家族の中でさえ音声によるコミュニケーションの中に存在できなかった。「市民社会の論理は、コン

フリクトと協調を基礎とする。それらはまた、連帯と社会化、市民的徳性と普遍的福祉を志向する」¹⁰とするなら、聴覚障害者は、そうした場に音声コミュニケーションを持たずには立会いにくかった。しかし、それらは当人にも自覚されにくかったし、心理的葛藤から隠されてきた面もある。その意味で、市民権を剥奪されているという実感を持つ聴覚障害者は少ない。なぜなら、井戸端会議から抽象度の高い議論まで、コミュニケーションの場で意思疎通が成立した体験が少ないこと、さらにそれを聞こえる他人と比べて自覚することも少ないからだと考えられる。したがって、当事者からの発信も少なく、そして、社会は、「外見からは障害の見えない」聴覚障害者の存在に気づきにくいままにある。自身も中途失聴者である心理学者の故山口利勝氏は、「(聴覚障害者は)透明人間のような存在」と述べている¹¹。このことは、聴覚障害者がその場にいるにもかかわらず、周囲から自分の存在が確認されていないという感覚をつねに感じていることを示している。

2 - 1 要約筆記の誕生

1960年代後半には、小中学校に教材として、ライトスコープ、現在のOHP(Over Head Projector)が整備されてきたが、これを使って会議の発言を書き、多数の人が同時に見られるようにする試みがされた。東京や京都では比較的早い時期から、難聴者が集まる機会ができていた。ろう者の集まりに手話のわからない聴覚障害者が来るようになったことから、ろう者の支援としてその場にいた手話通訳者も、手話で通じにくい聴覚障害者の存在を認識するようになっていった。手話通訳者や難聴者の家族、ま

¹⁰ 「市民活動論 持続可能な創造的な社会に向けて」
2005年4月 後藤和子・福原義春編 有斐閣

¹¹ 「中途失聴者と難聴者の世界 見かけは健常者、気付かれない障害者」
2003年8月 山口利勝著 一橋出版

た比較的軽度の難聴者などが、OHPにのせたロールフィルムに会議での発言を書く担当をするようになっていった。しかし、これは単発的な取り組みだった。

1966(昭和41)年5月、東京文京区役所ホールで開かれた「みみより会第2回全国大会」において、ライトスコープによる要約筆記が投影されたというのが、公式な要約筆記の記録としては一番古い。

全国各地では、難聴者の集まる場では、書いたものを回覧したり、黒板を使って書き合ったりして話し合いが行われていた。次第に、難聴者の集団がいくつか生まれ、全国的な集まりを持つにいったのは、1973(昭和48)年のことだった。11月3日から4日に「第1回難聴者組織推進単位地区研究協議会」が京都市大和屋旅館で開かれ、参集した難聴の仲間はこちらで、OHPに会議の発言内容が書かれるのを見ることになった。それまでとは違い、格段に自由に発言できる会議を体験した。各地に戻った難聴者は地元の理解者・支援者を得て、学校に設置されていたOHPを使って筆記をしてもらいながら、会議を進めるようになった。このときの、感動をある難聴者は、「集団補聴器」¹²ということばで言い表している。

1975(昭和50)年に岩波書店から出版された『音から隔てられて』は、社会に中途失聴・難聴者の存在を初めて知らせた書といえる。ここには実名で難聴であることを告白し、その苦悩と困難を書き記した15人の手記がある。聴覚障害が世間で抵抗感をもって受け止められていることや社会の偏見による家族への負担など、時代による社会環境の違いを感じる記述が多く

¹² 「中途失聴・難聴者はいろいろな要望を持っている。難聴者に仕事を保障してほしい、そのための職業補導をしてほしい。(中略)集団補聴器OHPの普及をはかり、それに欠くことのできない要点筆記者を育成してほしい。」1975年岩波新書『音から隔てられて』P135 「中途失聴・難聴者と現代社会」(林瓢介)から抜粋。

ある。一方で、この本が世に出る結果にもなった、難聴者の集まりの準備などから、仲間の存在や周囲の協力者とのかかわりが無上の喜びとなったことが書かれている。

この会議での筆記のサポートを「要約筆記」と呼んだ。しかし、当時は「筆記通訳」という名称でいわれることもあり、1980(昭和55)年ころまで名称に関する論争は続いていた。1981(昭和56)年に厚生省の事業として制度化される際に「要約筆記」という名称が採用され、「全国要約筆記関係者懇談会」が1983年に現在の「全国要約筆記問題研究会(通称;全要研)」に改組されたあとも話題にのぼることはあったが、現在では、「要約筆記」は文字による通訳の名称としてほぼ定着している。

要約筆記は、その技術の中核にあった「要約」という言葉を巡って、様々な捉えられ方をしてきたということが出来る。もちろん要約筆記観(要約筆記に対する見方)と要約を含む技術論に対する見方とは、異なるものであるが、歴史的に見ると、両者は密接不可分の関係にある。

聞こえない人にとって、特に「聞こえる」ということを知っている中途失聴・難聴者にとって、ありのままを知りたい、聞こえていた時のように知りたい、という気持ちは報いがたいものがある。(中略)要約筆記が人と人との関わりの中で取り組む活動である以上、要約筆記者が「要約」について考えるとき、要約筆記の利用者の考え方から自由になるのは極めて困難だった。その意味で、聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の要約筆記に対する期待、要望、望みといった光を受けて、要約筆記の影が作られたということが出来る。

「要約筆記観と技術論の変遷」 下出隆史 「要

約筆記養成指導者用資料集」¹³から

活動の歴史の古い団体のなかには、「東京筆記通訳サークル」(1982年設立)や大阪の「筆記通訳グループぎんなん」(同年設立)など、「筆記通訳」という名称の残る団体名もある。現在でも、時折、「要約筆記」の名称に対して、「文字通訳」「筆記通訳」などの名称変更の議論が出されたりするのも名称論争の名残といえる。

2-2 私的な支援から公的な支援に

よき隣人の気づきから要約筆記はスタートし、全国各地には要約筆記サークルができて、全国各地には要約筆記サークルができて、全国手話通訳問題研究会の各県支部に要約筆記班が作られるなどにより、難聴者の会議にはOHPによる要約筆記が次第に整うようになった。難聴者団体もこれまでは運動的な取り組みは持たなかったが、要約筆記により自分たちの議論やコミュニケーションの場、精神的な憩いの場も成り立つのだという実感から、厚生省に対し、要約筆記を行うものの養成や派遣を要望するに至った。こうした意味では、要約筆記というコミュニケーションの仲介により難聴者が集団化した事実は大きい。そして、このことは、「ろう者とは異なるニーズを持つ聴覚障害者の存在」を社会に向けて訴えることにもなった。この中心にあったのは、1973(昭和48)年に京都に集まった「第1回難聴者組織推進単位地区研究協議会」から進展した「全国難聴者連絡協議会」で、1978(昭和53)年に結成された。ここでOHPによる要約筆記が大きく普及した。今日の全難聴の前身となる組織である。

1981(昭和56)年の厚生省(当時)では「障害者の明るい暮らし促進事業」(都道府県)「身体障害者社会参加促進事業」(市町村)という名

称で補助事業として、「要約筆記奉仕員」として養成・派遣事業が実施することになった。この時期の奉仕員養成事業ではカリキュラムも示されていなかった。ただ、難聴者運動の高まりしだいで、要約筆記奉仕員養成講座が開かれるようになっていく。これは、ろう者とは異なるコミュニケーション支援を必要とする聴覚障害者の存在を社会に認めさせたという難聴者の認識を生んだ。これは、中途失聴や難聴という障害特性を認めさせることであるとして、その後の難聴者運動への強い後押しになったと考えられる。

要約筆記奉仕員養成講座の開始当初は、10項目程度のカリキュラムしかなく、時間数も定められてはいなかったため、各地での講座は地元の状況に任されるしかなかった。

1998(平成10)年、厚生労働省に要約筆記奉仕員養成カリキュラムの策定委員会が設置され、全難聴・全要研をはじめ関係団体が検討にあたった。残念ながら、正味半年という短い検討期間¹⁴であり、特に技術等の理論が整理しきれていないとはいえないが、先駆的に要約筆記が始まった地域でのテキストや技術の検討の蓄積が生かされることになった。1999年、検討結果である「要約筆記奉仕員養成カリキュラム」が、当時の約3300の都道府県、市町村に障害福祉部長発という形で通達された。このカリキュラムでは、基礎課程32時間、応用課程20時間のあわせて52時間の時間数と到達目標、学習内容が示された。時間や内容の適否は別としても、明確な形で時間数が示されたことは大きな成果だった。基礎課程・応用課程の52時間を修了することが奉仕員登録の条件とされたが、実施要綱は

¹³ 平成17年度独立行政法人福祉医療機構助成事業報告書「要約筆記養成指導者用資料集」平成18年4月(社)全日本中途失聴者・難聴者団体連合会要約筆記通訳者養成に関する調査研究事業 事業委員会

¹⁴ この前年から全日本ろうあ連盟と全国手話通訳問題研究会が中心となって、手話通訳者養成カリキュラムの検討が行われ、手話奉仕員養成カリキュラム、手話通訳者養成カリキュラム、特別研修カリキュラムという3つのカリキュラムが示されていた。これに関連して急遽要約筆記奉仕員のカリキュラムも検討することが決まった。

あっても拘束力はもたないために、カリキュラムでの時間数を実施するか否かは自治体任せになった。都道府県や政令指定都市での養成に関しては数年のうちに実施されたが、市町村では開講しても時間数の確保は難しいところが多かった。人口規模の少ない市町村では開催しても受講生が集まらない、途中でやめてしまうなどの課題がある。技術を持つ指導者がいない、登録しても技術的に派遣事業に対応できないなどの課題は大きかった。

聴覚障害者、ことに中途失聴・難聴者の状況を理解されにくい社会にあっては、そのコミュニケーション支援である要約筆記も正しく理解されているとは言えない。そのために、要約筆記講習会は中途失聴・難聴者の理解者を増やすという目的も大きく、人のコミュニケーションに介在する通訳者の役割は、重要視されなかった。「日本語が書ければできる」「耳が聞こえれば書ける」「一字でも書いてあげないよりよい」といった呼びかけで講習会が開かれ、厳しいことを言えば辞めてしまうので問題を指摘しない、という指導が続けられた。そのために、難聴者理解が目的化して「聞こえない人がその場で読んでわかる文字による通訳」を実現するには至らなかった。

さらに、「奉仕員」養成・派遣事業という位置づけは、手話通訳事業が「奉仕員」「通訳者」「通訳士」という整理がされてきた事実と並べると遅れが大きいことがわかる¹⁵。このことは、ろう

¹⁵ 国のコミュニケーション施策

1970（昭和45）年 手話奉仕員の養成事業

1973（昭和48）年 手話通訳者設置事業

1976（昭和51）年 手話奉仕員派遣事業（現在は手話通訳者派遣事業と手話奉仕員派遣事業の2事業に分けられている）

1981（昭和56）年 要約筆記奉仕員養成事業

1985（昭和60）年 要約筆記奉仕員派遣事業

1989（平成元）年 手話通訳技能認定試験（手話通訳士）制度、

1998（平成10）年 手話通訳者の養成・派遣事業

2000（平成12）年 社会福祉法の改正により手話通訳・要約筆記が第2種法定手業に指定

運動と難聴者運動の歴史的な経緯や運動経験の違い、運動体の規模や研究体制の差でもあった。要約筆記奉仕員も難聴者もこのときには、要約筆記奉仕員という立場や制度のあり方に対して問題意識を持つに至らなかった。要約筆記の専門性や福祉事業の担い手であるという意識はまだ語られる前だったといえる。

2-3 公的制度による安定性と制約性

2000（平成12）年の社会福祉基礎構造改革によって、サービスの多様化、利用者の立場に立った社会福祉サービスの提供、質の向上が求められるようになり、社会福祉法など関係八法が改正され、同年から介護保険制度が実施された。

このときの社会福祉法の改正により、手話通訳事業と同様に要約筆記事業は「第二種社会福祉事業」に組み入れられた。このとき、第二種社会福祉事業に追加されたのは全部で9事業あるが、それらは「需要の多様化に対応し」「障害者の権利擁護するため」の事業としてとされている。

社会福祉法 第2条3項

次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者等居宅介護支援事業、・・・事業、・・・事業、手話通訳事業、・・・事業

身体障害者福祉法 第4条2項

この法律において「手話通訳事業」とは、聴覚、言語機能または音声機能の障害のため、音声により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者につき、手話通訳等（手話その他厚生労働省令で定める方法により聴覚障害者等とその他のものとの意思疎通を仲介することをいう。第34条において同じ）に関する便宜を供与する事業を言う。

厚生労働省令身体障害者福祉法施行規則

第1条2

手話通訳その他厚生労働省令で定める方法は要約筆記等とする。

2-4 要約筆記の本質的役割 ~通訳性と対人援助~

要約筆記という文字による通訳作業と文字情報一般の整理がついたのは、要約筆記奉仕員事業がスタートしてからかなり後のことといえる。これは東京の東京都登録要約筆記者の会(以下、登要会と記す)による「要約筆記の専門性」と称する小冊子の発行による。

全国的には要約筆記サークルが公的な制度への転換以降も活動の主流を占めていたが、東京では1985(昭和60)年に、東京都登録要約筆記者の会が誕生していた。設立の直接のきっかけは、この年に派遣事業が開始するために、事業主体である東京都や委託先である社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに対し、登録者としてまとめた意見を出すという目的からだった¹⁶。登要会では、2002(平成14)年から「専門性を考える会」を設置し、「情報処理」「対人支援」の2つの班での検討を行い、そのまとめとして「要約筆記の専門性」を2004(平成16)年に発行した。この中で、通訳の役割を持つ要約筆記とその他の文字情報の区分けを行い、文字情報の提供は目の前の難聴者を支援する大きな役割を認めつつ、その責任主体を問う必要があると主張した。要約筆記奉仕員が字幕付けの活動に必死であることは、聴覚障害者にとって必要な社会環境を整える方向に進まず、難聴者を抱え込む結果にならないか、要約筆記の技術を高め、難聴者支援を派遣事業の中で全うさせることが登録者として優先されるべきことではないか、と問いかけた。「要約筆記」と他の文字

情報を整理して考えることは、要約筆記の技術を理論化することでもあり、そこから技術の向上が始まるとした。こうした考え方は、当時は認識の薄かった、「権利保障の要約筆記」「対人支援事業従事者」という認識とともに発信された。

要約筆記という通訳作業とその他の文字情報支援の整理が東京で始められたのは、難聴者の社会参加の量と質が、この4半世紀の間に格段に広がりを持ったことを実感しやすい都市圏だったことと無関係ではない。

要約筆記の誕生が難聴者の集団化に大きく寄与したことは前述のとおりだが、その始まりのままに需要者と供給者(難聴者団体の会員と要約筆記サークルの会員)が密度の濃い関係を保つ地域と、難聴者集団に属さない難聴者が要約筆記を当然の権利として利用する一期一会の関係も多い都市圏は、求められる要約筆記像も差異を持つことになる。

要約筆記派遣事業を使っただけの社会参加の意識は、権利意識の高まりとも言える。自己決定に必要なコミュニケーションの支援を自ら求める、あるいは社会資源として行政がつなぐという要約筆記場面が増加してきた。ここでは、個人に対するコミュニケーション支援としてノートテイクという方法が取られる。難聴者の隣でその人に対して文字で伝えていく。受診や保護者会、会議等の他、法律相談、裁判、契約、交渉、説明会などが上げられる。難聴者が相手方と交渉するために、その場のコミュニケーションが成り立つ通訳作業が厳しく求められる。こうした場面では、聞こえたことを書いて伝えるという意味での要約筆記だけをやるのでは十分な支援にはならない場面もある。その難聴者の状況を観察し、場面や状況を把握して難聴者がその場面に存在することができるサポートが必要である。難聴者のことを知らない相手方に対し、難聴者の主体性を守りながらも場面によってはコ

¹⁶ 「登要会10年の歩み」誌 「歴代会長座談会」1995年12月 東京都要約筆記者の会

コミュニケーションプラスアルファの支援も行う必要が出てくる。要約筆記という通訳行為が対人の支援である以上、当然のことではあるが、こうした側面は従来の養成派遣事業の中では考えられていなかった。全難聴による要約筆記通訳者養成等調査研事業¹⁷のなかで、要約筆記に求められる専門性として、全国的には初めて言及された¹⁸といえる。

2-5 コミュニケーションの支援の意味

コミュニケーションというと、言語を使って行われる言語コミュニケーションを想起しやすいが、私たちのコミュニケーションには非言語コミュニケーションの占める割合は大きなものがある。表情・身振り・身体接触・アイコンタクト・距離...、これらすべてが相手に送り出されるメッセージになり、相手に投げかけるメッセージになる。

しかし、そうであってもコミュニケーションの目的の多くは情報の伝達であり、それによる意思の疎通であるといえる。この場合の言語の果たす役割は大きい。なかでも、言語コミュニケーションは音声による理解や共感が中心になっており、難聴者にとってのコミュニケーションの目的が情報獲得とそれに基づいた相手との共感だと考えるとき、聴覚に障害のある人はコミュニケーションの目的が得られにくいということになる。

難聴者自身のコミュニケーション手段そのものも多様であり、単独で完全なものはない。途中で聞こえなくなった場合や難聴で場面によって虫食いに聞こえるという場合は、自身のコミュニケーション手段の確立も時間をかけた整理

が必要になる。そのためには、難聴や中途失聴の個別の状況に合わせた「コミュニケーション習得」の体系的な方法や機会が確立される必要があるだろう。地域の難聴者団体が、定例的にその機会を持てる資金援助やノウハウを提供する体制も求められる。常にコミュニケーションに不全感を抱いている人が、自分自身のコミュニケーション手段を見出し、コミュニケーションの場に参加し、そこでのコミュニケーションの中身に関心やかかわりを持とうとする、ここまでの来るのに長い時間を要する人もいる。その前段には、コミュニケーションの場面を共有できるのだという心理的な充足感が継続して保たれることが必要である。そのコミュニケーションの場に受容された実感から次のコミュニケーションの中身の獲得に向かうのだろう。社会参加促進の前にこうした難聴者の心理に沿った施策が必要である。

要約筆記は手話通訳とともにコミュニケーション支援と呼ばれている。通訳者が通常伝える情報は、その場のコミュニケーションである。情報とコミュニケーションの用語については、同義として使うこともあるが、ここでは、次のように規定したい。

たとえば、乳幼児の腕にできた赤い斑点は、この子がハシカにかかっているという情報を伝えるかもしれないが、誰もこれをコミュニケーションとは考えないであろう。(中略)その情報が、発信者による意図的なものであるか、それとも発信者がコントロールできない、偶然的なものであるかという点である。(注釈)多くの発話は、話し手には伝達意図があり、かつその意図の存在を話し手・聞き手にとって相互に明示的にすることを意図しているものである。¹⁹

¹⁷ 平成16年度独立行政法人福祉医療機構助成事業報告書「要約筆記通訳者制度への課題」
平成17年3月 (社)全日本中途失聴者・難聴者団体連合会要約筆記通訳者養成に関する調査研究事業 事業委員会
¹⁸ 要約筆記の専門性として、1.内容の専門性、2.対応の専門性、3.連携の専門性として、3点あげられている

¹⁹ 「岩波講座 言語の科学7 談話と文脈」岩波書店

発信者が意図的に伝達しようとし、受信者もその意図を明示的に理解しているということがコミュニケーションの基本的な形である。その場の音声情報の中から、その場のコミュニケーションを成り立たせるために有効かつ必要な情報選択を行うことは、通訳を介してコミュニケーションをしようとする場面で重要な判断である。同時に、コミュニケーション支援をする通訳者は、参加者の状況や場面の合目的性を判断する能力を職業的に高める必要がある。

コミュニケーション成立の主体は発した側にはない。受信者側に認識され、理解されて初めて、コミュニケーションは成立したことになる。コミュニケーションは、受信者の側が伝達された情報に何らかの反応を示すことで成立したと確認される。コミュニケーションを仲介する支援は聴覚障害者のみに帰するものではなく、その場面で人と人とのコミュニケーションをつなぐ仲介と考えるべきである。その介在を担う通訳者（手話通訳・要約筆記）は第二種社会福祉事業従事者としての専門性として技術や倫理を求めるとともに、身分と報酬の保障を確立させる必要がある。そして、コミュニケーションの場にいるすべての人がその場の意思の疎通を目的とするとき（会議や交渉などの場面）の通訳は、個人の聴覚障害者への支援としてでなく、コミュニケーション環境として整備する道も考える必要があるだろう。

3 登録要約筆記者に課されるべき学習内容

3 - 1 要約筆記者養成と盲ろう者向け通訳・介助員養成の検討

要約筆記者の養成の現在に至るまでも概観したのは、こうした変遷を経て養成事業が一定程度整備され、登録要約筆記者がその役割を認識して事業にあたるなかで、盲ろう者向けの文字

情報の提示を求められるケースへの対応を研究するためであった。前述のように、現実の場面で、要約筆記者は盲ろう者の障害特性や支援の在り方を学習することのないまま、聴覚障害者向けに表出した要約筆記を援用する形の盲ろう者の利用に戸惑ってきた。要約筆記が聴覚障害者の社会参加・参画、主体性の確保、エンパワーメント、権利擁護であると学習すれば、当然専門知識もなく、技術も整理されないままに他の障害のある人向けに同じ情報提示のやり方でよいとは考えない。そのため現場で求められる要求内容にジレンマを感じてきた派遣事業体、登録要約筆記者は多かった。

本研究にあたっては、平成 23 年に示された「要約筆記者養成カリキュラム」、平成 25 年に示された「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム」をもとに、登録要約筆記者として 84 時間以上の学習を修了し、登録試験に合格した有資格者に必要とされる学習内容を検討した。

平成23年3月30日

障企自発0330第1号

都道府県

各 障害保健福祉主管部(局)長 殿

指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室長

要約筆記者の養成カリキュラム等について

要約筆記者については、平成18年8月1日障発第0801002号「地域生活支援事業の実施について」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき要約筆記者(奉仕員)を派遣する事業及び要約筆記奉仕員の養成を行っているところです。

平成21年の裁判員制度の発足などにより要約筆記者についても高い専門性をもった人材の確保が求められております。

このため、これまでの要約筆記奉仕員に加えて専門性の高い要約筆記者の養成を新たに行うこととし、要約筆記者の養成講習で使用する「要約筆記者養成カリキュラム」及び養成講習等における留意事項を定めたので、御了知の上、管内市町村及び関係団体への周知について特段の配慮をお願いします。

記

(実施主体)

1 要約筆記者の養成は、専門性が高いこと等から手話通訳者の養成と同様、都道府県が行うこととしている。

なお、これまで要約筆記奉仕員の養成を行っている市町村において養成を行うことは差し支えない。

(登録試験)

2 要約筆記者の養成講習を修了した者に対して、登録試験を行い、合格者については、要約筆記者としての登録を行うこととなるが、やむを得ない事由により登録試験の実施が困難である場合は、当面、登録試験を行わず、養成講習の成績等を参考に要約筆記者としての一定の水準にある者について登録を行うことができることとする。

(登録者名簿の配布)

3 要約筆記者として登録した者については、名簿を作成することとし、要約筆記者が住所地以外の市町村での活動や市町村による広域派遣の際の便宜を図るため、管内の市町村に配布されたい。

(要約筆記奉仕員の養成)

4 今回の要約筆記者の制度化により、今後、要約筆記者が要約筆記者派遣事業の主な担い手となることから、要約筆記奉仕員の養成講習は行わないこととなる。なお、要約筆記者に係る養成講習の準備が整うまでの間において、要約筆記奉仕員の養成講習が行われることを妨げるものではない。

(補習講習)

5 要約筆記者派遣事業の担い手の主体を要約筆記奉仕員から要約筆記者とするため、現在の要約筆記奉仕員については、補習講習等を行うことにより、要約筆記者へのステップアップを図るようお願いする。

なお、補習講習等を修了した者に対しては、2 に準じて取り扱うこととなる。

要約筆記者養成カリキュラム

| | |
|----------|--|
| 養成 目標 | 聴覚障害、聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うに必要な知識及び技術を習得する。 |
|----------|--|

●必修科目

【講義関係】

| 時間数 | 教科名 | 目的 | 内容 |
|-----|----------------|---|--|
| 1 | 4 聴覚障害の基礎知識 | 聞こえのしくみと聴覚障害の原因、聴覚補償、聴覚障害者のコミュニケーションを知り、聴覚障害者の現状を理解する | 聞こえの仕組みと聴覚障害 聴覚補償 聴覚障害者のコミュニケーション 中途失聴・難聴者の現状と課題 |
| 2 | 4 要約筆記の基礎知識 I | 要約筆記の歴史や事業の位置づけを学び、要約筆記者の役割を理解する | 難聴者運動と要約筆記の歴史 要約筆記事業の位置づけ 通訳としての要約筆記 |
| 3 | 4 要約筆記の基礎知識 II | 要約筆記の目的達成のための三原則の考え方を学び、表記の重要性を理解する | 要約筆記の目的 要約筆記の三原則 要約筆記の表記 |
| 4 | 4 日本語の基礎知識 | 要約筆記に必要な日本語の基礎知識を学ぶ | 日本語の特徴 日本語の表記 日本語の語彙と用法 |
| 5 | 4 話しことばの基礎知識 | 話し言葉の特徴について理解し、削除・省略・短縮化など要約筆記に活用する方法を理解する | 話しことばと書きことば 話しことばの特徴と活用 |
| 6 | 2 伝達の学習 I | コミュニケーションにおける伝達の意味を確認し、要約筆記への応用について理解する | コミュニケーションの基礎理論 情報保障の基礎理論 |
| 7 | 2 要約の学習 I | 要約の学習を通じ効果的・効率的な伝達の実現について理解する | 要約の定義と意味 情報伝達における要約 |
| 8 | 6 社会福祉の基礎知識 I | 日本の社会福祉の歴史と現状を知り、障害者福祉について理解し、権利擁護としての要約筆記の役割を理解する | 日本国憲法と基本的人権の尊重 社会福祉の理念と歴史 障害者福祉の概要と施策の現状 聴覚障害者の福祉施策の現状 障害者権利条約 |
| 9 | 4 チームワーク I ※ | チームでの要約筆記の技術と考え方を学び、集団に対する情報保障技術について理解する | 使用機器及びネットワーク 各担当の役割 交代の意味と方法 チームでの動き方 |
| 10 | 4 ノートテイク I ※ | ノートテイクでの要約筆記技術として個人に対する情報保障技術について理解する | ノートテイクの方法 目的に応じた書き方 場面对応 利用者のニーズへの対応 |
| 11 | 4 対人援助 I | 中途失聴・難聴者の心理を踏まえ、要約筆記者が対人援助者として必要な基礎的な理論を学ぶ | 中途失聴・難聴者の臨床心理 カウンセリングの基礎理論 対人援助の基礎理論 |
| 12 | 2 要約筆記者のあり方 I | 要約筆記者としての倫理を学び、その専門性を理解する | 心構えと倫理 要約筆記者としての専門性 |
| 44 | 計 | | |

【実技関係】

| 時間数 | 教科名 | 目的 | 内容 |
|-----|---------------|--|--------------------|
| 1 | 12 要約筆記の実習 ※ | 要約筆記の基礎的な技術を身につける | 基本的な表記 基本的な要約技術 |
| 2 | 2 要約の学習 II | 文章構造を理解し要約の技術を身につける | 要約技術実習 |
| 3 | 2 伝達の学習 II | 伝達の基礎的な技術を身につける | 伝達技術実習 |
| 4 | 6 チームワーク II ※ | チームでの要約筆記の技術と考え方を学び、集団に対する情報保障技術を身につける | チームワークの技術 |
| 5 | 8 ノートテイク II ※ | ノートテイクでの要約筆記技術として場面に応じた情報保障技術を身につける | ノートテイクの技術 |
| 30 | 計 | | |

74 必修科目計

●選択必修科目（おおむね10時間以上を選択）

【講義関係】

| 時間数 | 教科名 | 目的 | 内容 |
|-----|------------------|-----------------------------|--|
| 1 | 1 社会福祉の基礎知識Ⅱ | 当該自治体の障害者福祉制度を理解する | 当該自治体の障害者福祉制度 |
| 2 | 1 対人援助Ⅱ | 対人援助についてより深く理解する | 観察技術 |
| 3 | 2 要約筆記のあり方Ⅱ | 要約筆記のあり方をより深く理解する | 社会福祉従事者としての専門性 |
| 4 | 4 聴覚障害運動と手話 | 聴覚障害者運動や手話通訳活動の歴史を理解する | ろう運動史・ろう教育史 手話通訳の理論と実践 聴覚障害者の社会参加の実情 コミュニケーション支援の位置づけ |
| 5 | 2 二人書きおよび連係入力Ⅰ ※ | 要約筆記の方法である二人書き、連係入力の特性を理解する | 二人書きおよび連係入力の特徴 二人書きおよび連係入力の利点と注意点 |
| 10 | 計 | | |

【実技関係】

| 時間数 | 教科名 | 目的 | 内容 |
|-----|------------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 1 | 6 二人書きおよび連係入力Ⅱ ※ | 二人書きや連係入力の基本技術を身につける | 二人書き（手書き） 連係による入力（パソコン） |
| 2 | 6 演習（模擬要約筆記）※ | 講義、実技講習の各内容を、模擬的に実践することで、要約筆記の能力を高める | 講演会、会議等での全体投影 ノートテイク |
| 3 | 6 現場実習 ※ | 講義、実技講習の各内容を集団で実践することで、要約筆記の能力を高める | 集団（講演会、会議等）での全体投影 |
| 18 | 計 | | |

（注）科目名欄に※印のある科目は、手書きとパソコンでクラスを分けて行う。

<資料2> 同 指導順に並べたもの

(参考)

標準的な要約筆記者養成カリキュラム(学ぶ順番に整理したもの)

| | 教科名 | 内容 | 時間数 | |
|------|----------------|--|-----|----|
| | 聴覚障害の基礎知識 | 聞こえの仕組みと聴覚障害 聴覚補償 聴覚障害者のコミュニケーション 中途失聴・難聴者の現状と課題 | 4 | 講義 |
| | 要約筆記の基礎知識 I | 難聴者運動と要約筆記の歴史 要約筆記事業の位置づけ 通訳としての要約筆記 | 4 | 講義 |
| | 日本語の基礎知識 | 日本語の特徴 日本語の表記 日本語の語彙と用法 | 4 | 講義 |
| | 要約筆記の基礎知識 II | 要約筆記の目的 要約筆記の三原則 要約筆記の表記 | 4 | 講義 |
| | 要約筆記の実習 | 基本的な表記 | 6 | 実技 |
| | 話しことばの基礎知識 | 話しことばと書きことば 話しことばの特徴と活用 | 4 | 講義 |
| | 要約筆記の実習 | 基本的な要約技術 | 6 | 実技 |
| | 社会福祉の基礎知識 I | 日本国憲法と基本的人権の尊重 社会福祉の理念と歴史 | 3 | 講義 |
| 選択必修 | 聴覚障害運動と手話 | ろう運動史・ろう教育史 手話通訳の理論と実践 聴覚障害者の社会参加の実情 コミュニケーション支援の位置づけ | 4 | 講義 |
| | 社会福祉の基礎知識 II | 障害者福祉の概要と施策の現状 聴覚障害者の福祉施策の現状 障害者権利条約 | 3 | 講義 |
| 選択必修 | 社会福祉の基礎知識 II | 当該自治体の障害者福祉制度 | 1 | 講義 |
| | 伝達の学習 I | コミュニケーションの基礎理論 情報保障の基礎理論 | 2 | 講義 |
| | 伝達の学習 II | 伝達技術実習 | 2 | 実技 |
| | 要約の学習 I | 要約の定義と意味 情報伝達における要約 | 2 | 講義 |
| | 要約の学習 II | 要約技術実習 | 2 | 実技 |
| | チームワーク I | 使用機器及びネットワーク 各担当の役割 交代の意味と方法 チームでの動き方 | 4 | 講義 |
| | チームワーク II | チームワークの技術 | 6 | 実技 |
| | ノートテイク I | ノートテイクの方法 目的に応じた書き方 場面对応 利用者のニーズへの対応 | 4 | 講義 |
| | ノートテイク II | ノートテイクの技術 | 8 | 実技 |
| 選択必修 | 演習(模擬要約筆記) | 講演会、会議等での全体投影 ノートテイク | 6 | 実技 |
| 選択必修 | 現場実習 | 集団(講演会、会議等)での全体投影 | 6 | 実技 |
| 選択必修 | 二人書きおよび連係入力 I | 二人書きおよび連係入力の特徴 二人書きおよび連係入力の利点と注意点 | 2 | 講義 |
| 選択必修 | 二人書きおよび連係入力 II | 二人書き(手書き) 連係による入力(パソコン) | 6 | 実技 |
| | 対人援助 I | 中途失聴・難聴者の臨床心理 カウンセリングの基礎理論 対人援助の基礎理論 | 4 | 講義 |
| 選択必修 | 対人援助 II | 観察技術 | 1 | 講義 |
| | 要約筆記者のあり方 I | 心構えと倫理 要約筆記者としての専門性 | 2 | 講義 |
| 選択必修 | 要約筆記者のあり方 II | 社会福祉従事者としての専門性 | 2 | 講義 |

(注) 選択必修は上記の「選択必修」から10時間以上を選択。(必修講義44時間、必修実技30時間、選択必修10時間以上、合計84時間以上)

都道府県

各 指定都市 民生主管部（局）長 殿

中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室長

（公印省略）

盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について

平成25年4月1日から施行される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）において、地域生活支援事業の都道府県必須事業（大都市等の特例により、指定都市及び中核市も含む。）となる「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」については、これまで地域生活支援事業の都道府県任意事業として実施されてきた。このため、各都道府県において実施する「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」の研修時間、研修内容等の養成カリキュラムについては、統一されたものがないという状況であった。

平成25年4月1日から「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」が地域生活支援事業の都道府県必須事業になることから、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修会で使用する「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム」（別紙1）及び「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会開催における留意事項等について」（別紙2）を定めたので、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」を実施する際は、本通知の内容を基本に実施されたい。また、関係団体等への周知について、特段の配慮をお願いしたい。

盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム

別紙1

【必修科目（42時間）】

| | |
|------|---|
| 養成目標 | 盲ろう者の生活及び支援のあり方についての理解と認識を深めるとともに、盲ろう者との日常的なコミュニケーションや盲ろう者への通訳及び移動介助を行うに際し、最低限必要な知識及び技術を習得する。 |
| 到達目標 | 盲ろう者と1対1での外出（買い物・食事などに伴う外出）などの日常生活上の場面において、必要な通訳・介助を行うことができる。 |

【選択科目（42時間）】

| | |
|------|---|
| 養成目標 | 必修科目の研修修了に加えて、盲ろう者向け通訳・介助員の役割・責務などについて理解と知識を深めるとともに、多様なニーズや場面に応じた通訳及び移動介助を行うに際し、必要な知識及び技術を習得する。 |
| 到達目標 | 電車、バスなどの公共交通機関の利用を伴う外出や複数の者が参加する講演会、会議などの場面において、必要な通訳・介助を行うことができる。 |

【必修科目（42時間）】

| 形態 | 教科名 | 時間数 | 目的 | 内容 | 特記事項（方法・講師など） |
|----------|--------------------------|-----|---|--|--|
| 講義 | 盲ろう者概論 | 2 | 盲ろう者の障害の状態や程度、コミュニケーション方法の種類、生活状況等を知り、盲ろう者の現状を理解する。 | 盲ろう者の人数（全国・各地域） 盲ろうの状態・程度 盲ろうになるまでの経緯 コミュニケーション方法 盲ろう者の地域生活の状況（住居・日中活動・福祉制度） | 視聴覚教材などを用い、盲ろう者の全般的な状況について理解できるようにする。 |
| 講義 実習 | 盲ろう疑似体験 | 2 | 視覚と聴覚の両方を遮断して行動する体験を通して、その状態・心理面の共感的理解を図るとともに、盲ろう者の支援ニーズや接する際のマナーを理解する。 | 基本的配慮（名前を言う、放置しない、話にあいづちを打つなど）を学ぶための疑似体験 | 盲ろう疑似体験セット（※）を用いて盲ろう状態を体験するとともに、受講者が基本的配慮を理解できるように討議や助言などの時間を設ける。 |
| 講義 | 視覚・聴覚障害の理解 | 2 | 視覚障害や聴覚障害の状態・程度による見え方、聞こえ方の違いを理解し、それぞれに応じた支援の基本姿勢を理解する。 | 盲ろう障害の発症原因 視覚障害・聴覚障害の状態・程度 見え方・聞こえ方に応じた配慮 | 視覚障害疑似体験セット（シミュレーションゴーグル・レンズセット（※））、視聴覚教材などを用い、障害の状態と支援の効果を理解できるようにする。 |
| 講義 | 盲ろう者の日常生活とニーズ | 2 | 盲ろう者の日常生活における課題と、その支援方法を理解する。 | 盲ろう者の生育歴・障害歴 日常生活における困難 必要としている支援 | 盲ろう者による講演を中心に組み立てる。 |
| 講義 | 盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点（注1） | 8 | 盲ろう者とコミュニケーションを取る際の留意点について、コミュニケーション方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）ごとに理解する。 | 各種コミュニケーションの方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）と留意点 | 地域の盲ろう者のニーズやコミュニケーション方法を踏まえ、地域の実情に合わせたコミュニケーション方法の選択や時間配分を行う。 |
| 実習 | 盲ろうコミュニケーション実習（注1） | 14 | 盲ろう者とのコミュニケーションを方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）ごとに、最低限必要な技術を習得する。 | 各種コミュニケーションの方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）の体験実習 | 講義「盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点」の特記事項を踏まえ、盲ろう者とのコミュニケーション体験を中心に組み立てる。 |
| 講義 | 通訳・介助員の心構えと倫理 | 2 | 盲ろう者向け通訳・介助員としての盲ろう者への関わり方を理解する。 | 心構えと倫理（自己決定の尊重、秘密保持など） 対人コミュニケーションの基礎技法（受容・傾聴・共感など） | |
| 講義 | 盲ろう通訳技術の基本 | 2 | 盲ろう者が主体的に自己決定できるようにするため、情報伝達の技術を理解する。 | 盲ろう者への情報伝達の技術（通訳内容、状況説明、補足説明、事後説明、環境調整） | |
| 実習 | 移動介助実習Ⅰ（注2） | 2 | 基本的な移動介助を安心・安全に行うことができる技術を習得する。 | 基本姿勢 場面別基本移動介助技術（狭所・段差） | 盲ろう者に対する移動介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。 |
| 実習 | 通訳・介助実習Ⅰ（注2） | 4 | 基本的な通訳・介助の技術を習得する。 | 移動中の情報提供の方法も含む 場面別基本通訳・介助技術を想定した実習（第三者が介在しない買い物・食事など） | 盲ろう者に対する通訳・介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。 |
| 講義 | 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務 | 2 | 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の運用の仕組みやルールについて理解する。 | 派遣依頼の流れ、報告の方法、トラブル発生時の対応 | 実施主体の自治体職員、あるいは派遣事業コーディネーターなどの講演を中心に組み立てる。 |
| | | 42 | | | |

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会開催における留意事項等について

盲ろう者向け通訳・介助員の養成は、「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム（以下「養成カリキュラム」という。）」に基づき、必修科目 42 時間、選択科目 42 時間、合計 84 時間程度の研修が必要であり、最低でも必修科目 42 時間を実施する必要がある。

しかし、盲ろう者のコミュニケーション方法は、多種多様であり、これらすべてのコミュニケーション方法を盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会（以下「養成研修会」という。）のみで習得するのは、現実的に困難である。また、盲ろう者への通訳・介助は、個々の盲ろう者の障害の程度、障害の受障時期、成育歴等によって、支援ニーズが異なってくる。

このため、養成カリキュラムは、盲ろう者向け通訳・介助員を養成するに当たって、1 年間で実施しうる時間数、また、必要と考えられる科目、内容を示したものであり、これを基に地域の実情に合った指導内容を編成されたい。

なお、養成研修会開催の際は、下記に留意して、指導内容の編成、受講者の募集、既存の講習会等の活用等を検討されたい。

記

1 指導内容を編成する際の留意事項

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修においては、必修科目の 42 時間と、選択科目の 42 時間、総計 84 時間実施することを推奨する。

必須科目は、盲ろう者とコミュニケーションが取れる、必要最低限の通訳技能を身につける、移動介助ができる（概ね、各地域で実施されている盲ろう者友の会等の交流会での通訳・介助ができる）ようになることを目標として、42 時間の研修を実施をする。

具体的には、必修科目 42 時間を修了した者については、最低限、持ち合わせているコミュニケーション方法（手話、要約筆記、点字等。これら特別な講習が必要な技術を持ち合わせていない者は、手書き文字や音声）を使用し、盲ろう者と日常的なコミュニケーションや通訳ができるようになることを目標に指導内容を編成されたい。

選択科目は、必修科目 42 時間に加え、選択科目の中から、地域の実情に応じた科目を組み入れることとなるが、全ての科目を選択しての実施が推奨される。

なお、養成カリキュラムの教科名に（注 1）及び（注 2）を付したものについては、次の点に留意されたい。

【（注 1）を付した教科について】

必修科目の「盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点」及び「盲ろうコミュニケーション実習」、選択科目の「盲ろう者の通訳技法と留意点」及び「盲ろう通訳実習」については、以下の点に留意するとともに、地域の実情に合わせて、コミュニケーション方法の選択、時間配分等の調整を行うものとする。

コミュニケーション方法は多種多様に渡ることから、地域のニーズを踏まえた上でカリキュラム

を編成する。(例：派遣依頼件数の多いコミュニケーション方法に重点的に時間を配分するなど。)

一つのコミュニケーション方法(例：触手話・指点字等など)について、例えば講義1時間、実習2時間といった編成が通例であるが、講義・実習の両方を合わせて1コマで実施することも有効である。

多岐に渡るコミュニケーション方法について、コミュニケーション実習を行いながら理解することが望ましいが、時間数の制約等で複数のコミュニケーションを取り上げることによって、通訳・介助員として活動する最低限のコミュニケーション手段すら身につかない場合などは、すべてを実習によるものとせず、概論の時間などで紹介するなどの方法を取る。

コミュニケーション方法の選択・時間配分等の調整によって、時間を短縮できる場合は、地域の実情に応じて選択科目の中から、より多くの選択科目の研修実施について検討されたい。

【(注2)を付した教科について】

必修、選択科目に共通する「移動介助実習」及び「通訳・介助実習」は、通訳・介助の実践を踏まえたものであり、相互に密接に関連することから、それぞれの時間配分については、地域の実情に応じて検討されたいが、両科目を組み入れることを推奨する。

派遣事業登録盲ろう者との交流を図るプログラムの実施を積極的に行うこと(指導内容の一部として、盲ろう者友の会主催の定例の交流会への出席を盛り込むなど、実際に盲ろう者と触れ合う機会を取り入れること)も検討されたい。

講師については、養成カリキュラムの特記事項にない限り、盲ろう者や通訳・介助員、受託団体職員などが、内容や地域の実情などを踏まえて担当する。講師の選定にあたっては、国立障害者リハビリテーションセンター学院主催「盲ろう者向け通訳・介助員指導者養成研修会」(旧「盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会」)、社会福祉法人全国盲ろう者協会主催「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」(厚生労働省委託事業)の研修修了者の活用も検討されたい。

2 受講者募集及び既存の講習会等の活用について

受講者募集に当たっては、その地域での通訳・介助員の充足度によるが、一般的にはその数は不足していることを考慮すると、特段の条件(例：手話通訳、要約筆記、点訳等の経験、ガイドヘルパー有資格者など)を設けずに、広く募集することを推奨する。

この場合、既存の手話講習会、要約筆記講習会、点訳講習会、ガイドヘルパー養成研修会等を並行して(またはその後)活用することも望ましい。

一方で、手話の習得には相当の時間を要すること、手話通訳ができるようになるには更に時間を要する(手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について(平成10年7月24日障企第63号障害保健福祉部企画課長通知)では、手話奉仕員の養成に80時間、手話通訳者の養成に90時間となっている)ことから、これらの養成研修会の修了者を対象に募集することは、手話の技能はもちろん、手話をコミュニケーション手段とする盲ろう者理解の面でも有効であると考えられる。また、要約筆記奉仕員、要約筆記者の各養成研修会の修了者、点訳経験者などにも、対象者の理解においては同様のことがいえる。

そのような場合は、受講者の有する知識・経験等に応じて、手話コース、点字コースに分けるな

どの方策も有効であると考え。また、年ごとに内容を変えて（例：手話コースと点字コースを隔年で設けるなど）実施すること等も検討されたい。

3 研修会で必要な機材について

| 用具・器具 | | 目的 |
|--------------------------------------|--------------------------|--|
| 視覚障害疑似体験セット (シミュレーションゴーグル・レンズセット) | | 屈折異常、白濁、視野狭窄などを人工的に再現する視覚障害体験用シミュレーションレンズを、専用のゴーグルに取り付けて装着する |
| 疑似体験セット | アイマスク | 見えない状態にするために装着する |
| | ティッシュペーパー | 衛生を保つため、アイマスクの下に挟む |
| | 携帯型音楽プレイヤー (MP3プレイヤー) | 聞こえない状態にするため、ホワイトノイズ音を発生させる |
| | ヘッドホン | 聞こえない状態にするため、ヘッドホンを通してノイズ音を聞く |
| | 耳栓 | 聞こえない状態にするため、また、聴覚をノイズ音から保護するために装着する |

4 養成研修会における受講者向けテキストについて

現時点で入手可能な養成研修会における受講者向けのテキストとしては、以下が挙げられるので参考にされたい。

『盲ろう者への通訳・介助 - 「光」と「音」を伝えるための方法と技術』

全国盲ろう者協会編著 [平成 20 年 (2008) 読書工房]

『盲ろう者の移動介助 - 盲ろう者にとっての安心・安全な移動介助方法とは』

前田晃秀著 [平成 20 年 (2008) 東京盲ろう者友の会]

『知ってください 盲ろうについて』

東京盲ろう者友の会編 [平成 22 年 (2010)]

『指字ガイドブック ~ 盲ろう者ところをつなぐ』

東京盲ろう者友の会編著 [平成 24 年 (2012) 読書工房]

3 - 2 要約筆記者に必要な知識とスキル

また、この2つのカリキュラムのなかで指導内容が同じ、または酷似しているとみられるものの検討表を作成し、比較検討した。

<資料4> 養成カリキュラムの比較

| 標準的な要約筆記者養成カリキュラム（学ぶ順番に整理したもの） | | | | 盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム | | |
|--------------------------------|------------------------------|-----|----|----------------------|----|-----|
| 教科名 | 内容 | 時間数 | | 内容 | 時間 | |
| 聴覚障害の基礎知識 | 聞こえの仕組みと聴覚障害 | 4 | 講義 | 盲ろう者概論 | 2 | 講義 |
| | 聴覚補償 | | | 盲ろう者疑似体験 | 2 | 講・実 |
| | 聴覚障害者のコミュニケーション | | | 視覚・聴覚障害の理解 | 2 | 講義 |
| | 中途失聴・難聴者の現状と課題 | | | | | |
| 要約筆記の基礎知識 | 難聴者運動と要約筆記の歴史 | 4 | 講義 | 盲ろう者の日常生活とニーズ | 2 | 講義 |
| | 要約筆記事業の位置づけ | | | 通訳・介助派遣事業と通訳・介助員の業務 | 2 | 講義 |
| | 通訳としての要約筆記 | | | | | |
| 日本語の基礎知識 | 日本語の特徴 | 4 | 講義 | | | |
| | 日本語の表記 | | | | | |
| | 日本語の語彙と用法 | | | | | |
| 要約筆記の基礎知識 | 要約筆記の目的 | 4 | 講義 | 盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点 | 8 | 講義 |
| | 要約筆記の三原則 | | | | | |
| | 要約筆記の表記 | | | | | |
| 要約筆記の実習 | 基本的な表記 | 6 | 実技 | 盲ろうコミュニケーション実習 | 14 | 実技 |
| 話しことばの基礎知識 | 話しことばと書きことば 話しことばの特徴と活用 | 4 | 講義 | 盲ろう通訳技術の基本 | 2 | 講義 |
| 要約筆記の実習 | 基本的な要約技術 | 6 | 実技 | 移動介助実習、通訳・介助実習 | 6 | 実習 |
| 社会福祉の基礎知識 | 日本国憲法と基本的人権の尊重 社会福祉の理念と歴史 | 3 | 講義 | | | |

| | | | | | | | |
|------------------|------------|-----------------------------|---|----|---------------------|---|-----|
| 選 択 必 修 | 聴覚障害運動と手話 | ろう運動史・ろう教育史 | 4 | 講義 | 盲ろう児の教育と支援 | 2 | 講義 |
| | | 手話通訳の理論と実践 | | | 高齢盲ろう者の生活と支援 | 2 | 講義 |
| | | 聴覚障害者の社会参加の実情 | | | 他の障害を併せ持つ盲ろう者の生活と支援 | 2 | 講義 |
| | | コミュニケーション支援の位置づけ | | | | | |
| | 社会福祉の基礎知識 | 障害者福祉の概要と施策の現状 | 3 | 講義 | 盲ろう者福祉制度概論 | 2 | 講義 |
| | | 聴覚障害者の福祉施策の現状 | | | | | |
| | | 障害者権利条約 | | | | | |
| 選 択 | 社会福祉の基礎知識 | 当該自治体の障害者福祉制度 | 1 | 講義 | | | |
| | 伝達の学習 | コミュニケーションの基礎理論 情報保障の基礎理論 | 2 | 講義 | | | |
| | 伝達の学習 | 伝達技術実習 | 2 | 実技 | | | |
| | 要約の学習 | 要約の定義と意味 情報伝達における要約 | 2 | 講義 | | | |
| | 要約の学習 | 要約技術実習 | 2 | 実技 | | | |
| | チームワーク | 使用機器及びネットワーク 各担当の役割 | 4 | 講義 | | | |
| | | 交代の意味と方法 | | | | | |
| | | チームでの動き方 | | | | | |
| | チームワーク | チームワークの技術 | 6 | 実技 | | | |
| | ノートテイク | ノートテイクの方法 | 4 | 講義 | | | |
| | | 目的に応じた書き方 | | | | | |
| | | 場面对応 | | | | | |
| | | 利用者のニーズへの対応 | | | | | |
| | ノートテイク | ノートテイクの技術 | 8 | 実技 | | | |
| 選 | 演習(模擬要約筆記) | 講演会、会議等での全体投影 | 6 | 実技 | 盲ろう者通訳技術の実際 | 2 | 講・実 |

| | | | | | | | |
|------|-------------|--|---|----|---------------|---|-----|
| 択必修 | | ノートテイク | | | | | |
| 選択必修 | 現場実習 | 集団（講演会、会議等）での全体投影 | 6 | 実技 | 盲ろう者の通訳技法と留意点 | 6 | 講義 |
| 選択必修 | 二人書きおよび連係入力 | 二人書きおよび連係入力の特徴 二人書きおよび連係入力の利点と 注意点 | 2 | 講義 | 盲ろう通訳実習 | 8 | 実習 |
| 選択必修 | 二人書きおよび連係入力 | 二人書き（手書き） 連係による入力（パソコン） | 6 | 実技 | 移動介助実習 | 8 | 実習 |
| | | | | | 通訳・介助実習 | 6 | 実習 |
| | 対人援助 | 中途失聴・難聴者の臨床心理 | 4 | 講義 | | | |
| | | カウンセリングの基礎理論 | | | | | |
| | | 対人援助の基礎理論 | | | | | |
| 選択必修 | 対人援助 | 観察技術 | 1 | 講義 | | | |
| | 要約筆記者のあり方 | 心構えと倫理 要約筆記者としての専門性 | 2 | 講義 | 通訳・介助者の心構えと倫理 | 2 | 講義 |
| 選択必修 | 要約筆記者のあり方 | 社会福祉従事者としての専門性 | 2 | 講義 | 通訳・介助員のあり方 | 4 | 講・実 |

検討会議では盲ろう者は個別性が高く、通訳部分だけでも複数の方法がある。現任の要約筆記者が新たに学ぶのは、文字による通訳以外は概要と体験程度という点は共通認識ができたが、移動支援を含むか否かでは意見が分かれた。

また、現任の要約筆記者が盲ろう者支援の 30

時間程度の講習後、盲ろう者向け通訳・介助員として認めるのは現状では無理があるとなった。従って、本研究で新たに策定するカリキュラム案のタイトルは「登録要約筆記者対象 盲ろう者向け文字情報支援者養成カリキュラム」とする。

< 資料5 > 現任要約筆記者が盲ろう者への支援に必要な学習内容

| 名称 (仮) | 利用場 面例 | 形 態 | 必要業務 | 具体的作業と方法 | 文字支援のための 学習内容 | 課目と 学習時 間 |
|-----------|----------------------------------|----------------------------|------------|--------------------------------|--|------------------------------|
| 個人向け支援 | 受診 健診 学習 講義 相談 交渉 | ノ ー ト テ ィ ク | 移動支援 | 場面までの誘導(食事・トイレ等生活面の支援) | 視覚機能と視覚障害 盲ろう者の現状と制度 移動支援の実習 視覚情報提供実習 | 理論編 10 時間 実習編 10 時間 |
| | | | 視覚情報 提供 | 周囲の状況の提示(音声・文字・接触による合図などによる提供) | | |
| | | | 通訳 | 音声情報の文字化(理解と伝達の把握と必要な補完) | 弱視者への表出実習 個別対応の多様性 | 実習編 12 時間 |
| | | | 対人援助 | 環境整備への働きかけ(成功体験・自己実現の援助) | 対象者支援 説明力・提案力 | 理論編 2時間 実習編 4時間 |
| 会合等の参加支援 | 盲ろう 者中心 の行事 や会合 | 全 体 投 影 | 同行介助 | 場面までの誘導(食事・トイレ等生活面の支援) | 視覚機能と視覚障害 盲ろう者の現状と制度 移動支援の実習 視覚情報提供実習 | |
| | | | 視覚情報 提供 | 周囲の状況の提示(音声・文字・接触による合図などによる提供) | | |
| | | | 通訳 | 音声情報の文字化(理解と伝達の把握と必要な補完) | 弱視者への表出実習 個別対応の多様性 | |
| | | | 対人援助 | 環境整備への働きかけ(成功体験・自己実現の援助) | 対象者支援 説明力・提案力 | |
| | | | 記録 | 理解の確認(ログの提供と事後説明による補完) | | |

<資料6> 第1案で示したものに検討委員の意見を加えたのが下記である。

登録要約筆記者対象盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム案

| 講 | 課目名 | テーマ | 方法 | 時間数 | 委員案 | |
|---|-------------------|-----------------|----|-----|-------------|----|
| | | | | | 意見 | |
| 1 | 盲ろう障害の基礎知識 | 盲ろう者概論 | 講義 | 1 | | 1 |
| | | 盲ろう者疑似体験 | 実習 | 1 | | 2 |
| | | 視覚障害の知識 | 講義 | 1 | | 1 |
| | | 盲ろう者の日常生活とニーズ | 講義 | 1 | | 1 |
| 2 | 盲ろう者の コミ技法と留意点 | 点字の知識 | 講義 | 1 | | 2 |
| | | 点字・ブリスト・指 点字 | 実習 | 3 | 入り口のみで | |
| | | 触手話・弱視手話 の知識 | 講義 | 1 | | 1 |
| | | 触手話・弱視手話 演習 | 実習 | 3 | | 3 |
| 3 | 文字情報支 援の方法 | 文字支援概論 | 講義 | 1 | | 1 |
| | | 対象者向け表出の 知識 | 講義 | 1 | 筆談実習も | 2 |
| | | 対象者向け表出の 演習 | 実習 | 6 | | 6 |
| 4 | 移動介助の 基礎 | 移動介助の基本 | 講義 | 1 | 状況説明 | 2 |
| | | 移動介助実習 | 実習 | 3 | | 3 |
| | | 外出実習 | 実習 | 2 | 外出実習は不 要 | 0 |
| 5 | 通訳・介助 員の役割 | 盲ろう者の福祉制 度 | 講義 | 2 | | 1 |
| | | 総合演習 | 実習 | 2 | | 2 |
| | | 通訳・介助員の心 構え | 講義 | 2 | | 2 |
| | | | | 32 | | 30 |

登録要約筆記者対象 盲ろう者向け文字情報支援者養成カリキュラム 再提案

| 講 | 課目名 | テーマ | 方法 | 時間数 | 主な講義・実技内容 |
|---|---------------------|---------------|----------|-----|---|
| 1 | 盲ろう障害の基礎知識 | 盲ろう者概論 | 講義 | 1 | |
| | | 盲ろう者疑似体験 | 実習 | 1 | |
| | | 視覚障害の知識 | 講義 | 1 | 見えにくさについての理解 |
| | | ロービジョン体験 | 実習 | 1 | |
| | | 盲ろう者の日常生活とニーズ | 講義 | 1 | |
| 2 | 盲ろう者のコミュニケーションの基礎知識 | 盲ろう者のコミの多様性 | 講義 | 2 | 通訳行為 直接のコミュニケーション 状況説明 それぞれの目的と必要性 |
| | | 点字による方法 | 講義 実習 | 1 | 基礎知識と体験 |
| | | 手話による方法 | 講義 実習 | 1 | 基礎知識と体験 |
| | | 音声による方法 | 講義 実習 | 1 | 基礎知識と体験 |
| | | 文字による方法 | 講義 実習 | 3 | 基礎知識と体験・筆談実習 |
| 3 | 文字情報支援の方法 | 文字支援概論 | 講義 | 1 | |
| | | 対象者向け表出の知識 | 講義 | 1 | 手書き;筆記文字の変化 PC;設定の基礎 |
| | | 対象者向け表出の演習 | 実習 | 6 | 要約率の変化への対応 表出に合わせた要約文 |
| 4 | 移動介助の基礎知識 | 移動介助の基本 | 講義 | 1 | |
| | | 移動介助実習 | 実習 | 5 | 会場までの介助と状況説明 会場での状況説明 通訳時の状況説明 |
| 5 | 通訳・介助員の役割 | 盲ろう者の福祉制度 | 講義 | 1 | |
| | | 総合演習 | 実習 | 4 | |
| | | | | | |

3-3 登録要約筆記者への盲ろう通訳・介助のためのカリキュラム私案

本研究のための検討会議では、最終段階で次のようなカリキュラム私案が確定した。各項目

のなかで具体的学習内容をどのように習得させるかといった指導内容には踏み込んでいない。検討会議で出された内容をもとに、今後の研究に生かしたい。

登録要約筆記者対象 盲ろう者向け文字情報支援者養成カリキュラム(案)

平成28年3月26日 研究作業委員会

| 講 | 課目名 | テーマ | 方法 | 時間数 | 主な講義・実技内容 |
|---|---------------------|---------------|-------|-----|------------------------------------|
| 1 | 盲ろう障害の基礎知識 | 盲ろう者概論 | 講義 | 1 | |
| | | 視覚障害の知識 | 講義 | 1 | 見えにくさについての理解 |
| | | 盲ろう者疑似体験 | 実習 | 2 | 全盲ろう・弱視体験 |
| | | 盲ろう者の日常生活とニーズ | 講義 | 1 | |
| 2 | 盲ろう者のコミュニケーションの基礎知識 | 盲ろう者のコミの多様性 | 講義 | 2 | 通訳行為・直接のコミュニケーション・状況説明 それぞれの目的と必要性 |
| | | 点字による方法 | 講義と実習 | 1 | 基礎知識と体験 |
| | | 手話による方法 | 講義と実習 | 1 | 基礎知識と体験 |
| | | 音声による方法 | 講義と実習 | 1 | 基礎知識と体験 |
| | | 文字による方法 | 講義と実習 | 3 | 基礎知識と手のひら書き体験(通訳・筆談) |
| 3 | 文字情報支援の方法 | 文字支援概論 | 講義 | 1 | |
| | | 対象者向け表出の知識 | 講義 | 1 | 手書き・筆記文字の変化 PC設定の基礎 |
| | | 対象者向け表出の演習 | 実習 | 6 | 要約率の変化への対応・表出に合わせた要約文 |
| 4 | 移動介助の基礎知識 | 移動介助の基本 | 講義 | 1 | |
| | | 移動介助実習 | 実習 | 5 | 会場までの介助と状況説明・会場での状況説明・通訳時の状況説明 |
| 5 | 通訳・介助員の役割 | 盲ろう者の福祉制度 | 講義 | 1 | |
| | | 総合演習 | 実習 | 4 | |
| | | 文字情報支援者の心構え* | 講義 | 1 | |
| | | | | 33 | |

* 盲ろう協会からの意見を取り入れていますが、これは標記カリキュラムのタイトルに合わせるためです。このカリキュラムの「盲ろう者向け通訳・介助員養成」に資するという本研究の当初目的を変更するものではありません。(三宅)

4 今後の課題

4-1 社会参加の現状と問題点

中途失聴者や難聴者の就労については、直近の調査によれば「身体障害者の就業率は、一般の就業率と比べて全体的に 20～30%ほど低い分布となっている。²⁰⁾とある。従業員5人以上の規模の事業所を対象とした「雇用障害者数」では、身体障害者全体での雇用者数は34万6千人、この中で聴覚言語障害者は16.8%となっている²¹⁾。しかし、聴覚、視覚の重複障害者の数は把握できていない。現状ではかなり低いと推定される。

企業における聴覚障害者雇用の現状を職場に

おけるコミュニケーションに着目して調査した結果がある²²⁾。上場企業及び特例子会社対象のこの調査で、

- ・聴覚障害者が職場で用いるコミュニケーション方法は筆談と口話が上位、
 - ・企業が聴覚障害者雇用に関して課題として感じていることの多くがコミュニケーションに関連すること
 - ・しかし、その支援のために実施していることは「特にない」とした上場企業が半数近い、
 - ・自社が聴覚障害者にとって働きやすいと思っている上場企業は3割未満、
- など、雇用者側から回答には興味深い結果が示された。

さらに研究をまとめた水野英子上席主任研究

²⁰⁾ 内閣府 平成25年版 障害者白書 第1編 第1章 障害者の状況 3 就労 (1) 就労の状況

²¹⁾ 上記白書に引用 厚生労働省「障害者雇用実態調査」(平成20年)

²²⁾ 「聴覚障害者の職場におけるコミュニケーション - 聴覚障害者・企業対象の調査に見る現状と課題」 2007年11月 第一生命経済研究所ライフデザイン本部 上席主任研究員 水野英子

員は、「聴覚障害者が企業で働くうえでコミュニケーションや情報伝達の難しさが、業務遂行や人間関係構築、教育訓練などの障壁になっている」としている。そして、これらは就労時にさほど重要視されず、就労後に問題点が生じるとしている。

聴覚障害者の職場での最大課題としてあるのが、コミュニケーションであり、情報獲得である。職場での上司や同僚とのコミュニケーションに関しては、相手となる人の意識の違いにもよるが筆談やパソコンを使つてのチャット等でその障壁を軽減しているケースもある。また、大手企業を中心に手話通訳、要約筆記を研修や職場の定期ミーティングに用意するところも増えている。

こうしたケースで企業や団体は研修内容や業務の意見交換も企業秘密であるため、派遣事業所には厳しく秘密保持を求める。筆者の登録する「東京手話通訳等派遣センター」では、登録の要約筆記者に守秘義務が課せられているほか、企業との間に「秘密保持契約」も取り交わして情報の流出を防いでいる。手話通訳はあまり問題として起きることはないが、要約筆記に関しては、通訳作業として一過性に文字で記されるところから、書き終わった用紙や入力したログを求める利用者もある。要約筆記は通訳行為であるから文字に残しても著作権に触れることはないが、発言者の発言を文字に残して二次利用するとなれば、著作権法上、別の手続きが必要になり、翻訳業務となる。

盲ろう者の文字による通訳を希望する中で、書き記された文字を残すことがその場のコミュニケーションを成立させるうえ必要だとするならば、ここで利用する文字通訳は要約筆記でない方法を用いるべきであろう。このあたりの精査は盲ろう関係者の中ではされていないようである。

4 - 2 盲ろう者の社会参画に合わせた支援の在り方

移動や生活介助の必要があり、聴覚による情報入手やコミュニケーションの困難を抱える盲ろう者は、社会参画以前に家庭生活でも多くの課題がある。聴覚障害、中でも中途失聴者や難聴者に比べると圧倒的に教育、就労なども含む社会参加の機会が少ない。自立的に社会参加していく延長線上に社会参画があると考え、その道はまだ遠い。

盲ろう者の使える社会資源を今一度整理し、分析して支援の枠を拡大することが急務であろう。全国盲ろう者協会では、障害者総合支援法の個別給付と地域生活支援事業にまたがる盲ろう者支援を検討しており、盲ろう者の現状に見合った制度構築がされることは望ましい。

本研究における検討は、要約筆記者養成カリキュラムに基づいた知識や技術の修得、登録試験による一定のスキルの認定等、ここまで蓄積した「要約筆記者養成」を社会資源の1つとして活用する方策であった。現任登録要約筆記者のスキルを活かしつつ、要約筆記の援用でなく、盲ろう者の障害特性や個別性を中心に据えて、盲ろう者の意思疎通や移動の権利を擁護するものである。

成果としてのカリキュラムは、「登録要約筆記者対象 盲ろう者向け文字情報支援者養成カリキュラム」という長い名前になり、学習時間や学習内容も必要事項の整理までは当初の目的どおり策定した。

しかしながら、今後はこの一つひとつの項目に具体的な学習目標と学習内容を詰め込む作業が残されている。今回の研究では実質半年間のなかで、そこまでに至らなかったが、課題としてあげておきたい。そして、そこで何より肝心なのは、盲ろう者の権利を回復させる取組の1つと考える視点であることも付け加えたい。さらに今回の研究によるカリキュラムがいつの

日か事業化され、支援者数が十分な数になっていったときには、盲ろう者のご家族の負担軽減に寄与することも付け加えたい。制度利用が権利として必要なときに十分使えるためには、支援者数の増強が強みを発揮する。

現行の制度の枠組みをどう変革させるかは、幅広い意見があろう。また、どの方法をとっても完全はあり得ない。加えて、社会福祉に関する予算の縛りも厳しく、実際の事業を遂行する都道府県(政令指定都市・中核市)や市町村の地域

格差も見逃せない。

こうした二重三重の制約を乗り越える原動力になるのは、障害者権利条約であり、障害者基本法であり、障害者差別解消法、障害者雇用促進法などの関連法にある「当事者がふつうに生活する権利の実現」である。

本研究にあたり、ご協力くださったすべての方々に深謝申し上げたい。